



事務連絡
平成26年9月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「リツキサン注10mg/mLの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う
留意事項の一部改正について」の一部訂正について

平成26年8月29日付け保医発0829第6号厚生労働省保険局医療課長通知「リツキサン注10mg/mLの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について」において、一部記載に誤りがございましたので、別紙のとおり訂正いたします。

(別紙)

正誤箇所	正	誤
(2) 診療報酬請求上の取扱い	CD20陽性のB細胞性非霍ジキンリンパ腫	CD20陽性のB細胞性ホジキンリンパ腫

(下線部分が正誤部分)

保医発0829第6号
平成26年8月29日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

リツキサン注10mg/mLの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う
留意事項の一部改正について

リツキサン注10mg/mLについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年8月31日付け保医発第224号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成26年8月29日付け薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年8月31日付け保医発第224号）の記のⅡの4を次のように改める。

4 リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い等

(1) リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い

- ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療に対して十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。
- ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ医師により行うこと。

(2) 診療報酬請求上の取扱い

CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」(平成13年8月31日付け保医発第224号)の記のIIの4

改正後	現行
<p>II 薬価基準の一部改正について 4 リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い等 (1) リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、 造血器腫瘍_{自己免疫疾患及び}自己免疫疾患_{ローゼ症候群}の治療に 対して十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切 と判断される症例に<u>のみ</u>投与すること。 ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に 十分な経験を持つ医師により行うこと。</p> <p>(2) 診療報酬請求上の取扱い CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下 のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療 報酬明細書の摘要欄に、CD20陽性を確認した検査の実施年月 日にについて記載すること。</p>	<p>II 薬価基準の一部改正について 4 リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い等 (1) リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において造 血器腫瘍及び自己免疫疾患の治療に対して十分な経験を持 つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例に使 用した場合にのみ投与すること。 ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に 十分な経験をもつ医師により行うこと。</p> <p>(2) 診療報酬請求上の取扱い CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下 のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療 報酬明細書の摘要欄に、CD20陽性を確認した検査の実施年月 日にについて記載すること。</p>